

平成21年第2回臨時会

大多喜町議会会議録

平成21年 5月12日 開会

平成21年 5月12日 閉会

大多喜町議会

平成 2 1 年第 2 回大多喜町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5 月 1 2 日)

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	1
開会及び開議の宣告.....	2
町長あいさつ.....	2
諸般の報告.....	3
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	15
閉議及び閉会の宣告.....	23
署名議員.....	25

大多喜町第2回臨時会

(第1号)

平成21年第2回大多喜町議会臨時会会議録

平成21年5月12日(火)

午後 1時30分 開会

出席議員(10名)

1番	野中眞弓君	3番	江澤勝美君
4番	小高芳一君	5番	苅込孝次君
6番	君塚義榮君	7番	吉野信一君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	正木武君	12番	野村賢一君

欠席議員(2名)

2番	小倉明德君	8番	志関武良夫君
----	-------	----	--------

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	田嶋隆威君	副町長	酒井太門君
教育長	田中啓治君	総務課長	君塚良信君
企画商工観光課長	森俊郎君	税務住民課長	菅野克則君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	鈴木朋美	書記	小倉光太郎
------	------	----	-------

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第4 議案第1号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)

◎開会及び開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は10名です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより平成21年第2回大多喜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎町長あいさつ

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（田嶋隆威君） 本日、平成21年第2回大多喜町議会臨時会を開催させていただきましたが、議員各位にはご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

日ごろは、町の事業推進に当たりまして、いろいろご理解、ご協力をいただいておりますことを、この席をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

初めに、行政報告でございますが、お手元にお示しをしました印刷物でご了知願いたいと存じますが、この中に関連として、3月26日、いすみ鉄道株式会社第92回取締役会並びに第3回いすみ鉄道再生委員会が開催されました。その席上で、新たに民間から、いすみ鉄道の社長を公募しようということを決定いたしました。直ちに公募をしたわけでございますが、後ほど担当課のほうから説明があろうかと思いますが、四、五日前までは50人足らずであったんでありますけれども、きのうで締め切りということで急遽ふえまして、104名の応募があったということであります。これから5月下旬に面接を行い、そして6月下旬の株主総会で正式に民間公募の社長さんが誕生するわけであります。何分ともご期待をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、本日は会議として承認1件、議案1件、21年度の補正予算1件でございますが、何とぞご審議の上、ご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。なお、その後の全員協議会は項目が非常にたくさんございますが、ご説明を申し上げて皆様方にお示しをしたいというふうに考えておりますので、何分よろしくようお願い申し上げます。

本日はご苦労さまでございます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会につきましては関係議員からご報告をお願いします。

初めに、国保国吉病院組合議会関係について、10番、藤平美智子議員をお願いします。

○10番（藤平美智子君） 国保国吉病院組合議会について報告をさせていただきます。

去る3月23日午前10時より、いすみ医療センター会議室におきまして、第2回国保国吉病院組合議会臨時会がございました。本町からは、君塚議員、江澤議員、そして私の3名が出席をいたしました。

この臨時会において議長の選挙があり、本町の江澤勝美議員が議長に当選をされました。

また、執行部より付議された事件は1件でありました。

議案第1号 千葉県市町村組合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、原案のとおり可決をいたしました。

続いて、3月27日午前10時より、同じくいすみ医療センター会議室において、第1回国保国吉病院組合議会定例会がございました。

付議事件は9件でありました。

議案第1号 国保国吉病院組合病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、病院での診療科目、種類に神経内科を追加する内容で、原案どおり可決をされました。

議案第2号 国保国吉病院組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第3号 国保国吉病院組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、議員の報酬に関する規定の整備が必要となり、これまでの国保国吉病院組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例を廃止し、内容は従前と同じですが、議員と特別職の職員とで区分し、その内容を明確化いたしました。両議案ともに原案のとおり可決をされました。

議案第4号 国保国吉病院組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、管理者部局の職員の定数を190名から232名に改めるもので、定数の内訳は病院関係職員180名、老人保健施設関係職員52名という内容で、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第5号 国保国吉病院組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、文言の整備、また看護業務及び介護業務に従事する職員の特殊勤務手当支給額を一律月額2,000円に改める内容で、原案のとおり可決をされました。

議案第6号 国保国吉病院組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、日当の廃止、急行列車の利用範囲や宿泊料を規定するもので、原案のとおり可決されました。

議案第7号 いすみ医療センター使用料及び手数料の一部を改正する条例の制定については、別表中、室使用料欄に室番号等を追加するものであり、原案のとおり可決をされました。

議案第8号 平成20年度国保国吉病院組合事業会計補正予算については、お手元に資料を配付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

補正については、合計額のみ報告をさせていただきます。

初めに、収益的収入及び支出のうち収入ですが、補正額1億3,528万7,000円の減額で、支出の病院事業費用は同額の1億3,528万7,000円です。次に、資本的収入及び支出のうち、収入の補正額は266万6,000円です。支出の補正額は2億4,996万9,000円の減額です。

本議案につきましても原案のとおり可決をされました。

議案第9号 平成21年度国保国吉病院事業会計予算については、お手元に資料を配付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

予算につきましても、合計額のみ報告をさせていただきます。

初めに、収益的収入及び支出のうち収入ですが、病院事業は収益29億2,027万円です。次に支出ですが、病院事業費用32億6,029万3,000円、次ページの予備費250万円、支出合計32億6,279万3,000円です。次に、資本的収入及び支出のうち収入ですが、資本的収入は1億6,640万4,000円で、資本的支出は4億8,312万5,000円です。

本議案につきましても原案のとおり可決をされました。

以上で国保国吉病院組合議会報告を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、教育委員会から、平成20年度教育委員会の点検・評価に関する報告書の提出及び監査委員から例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、本日の会議に2番、小倉明德議員、8番、志関武良夫議員から所用のため欠席する旨の届け出がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長より指名します。

5番 荻 込 孝 次 議員

6番 君 塚 義 榮 議員

をお願いします。

◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） 1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、提案理由でございますが、本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）等が平成21年3月31日に公布されました。この法律等の改正に伴い、関連する大多喜町税条例の一部を改正する条例について、課税事務を進める上で緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により同日3月31日に専決処分いたしました。同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

主な改正点は、公的年金等に係る特別徴収における条文の整備、住宅ローン特別控除の創

設と従前からの制度の継続、土地譲渡所得等に係る課税特例の延長、株式及びその他の金融商品に係る課税の特例、固定資産税の負担軽減措置の継続、固定資産税非課税項目の追加、その他、租税特別措置法等の改正による条項等の整備でございます。

次に、改正内容についてご説明をさせていただきます。

2 ページをお開きください。

第1条大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第36条の2は町民税の申告の規定で、第5号の5の2様式であります。町民税寄附金税額控除申告書を追加する整備でございます。

第38条は、個人の町民税の徴収の方法の規定で、第47条の2第2項を削除することにより生じる改正です。第2項の内容は、「特別徴収対象年金所得者に前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合、その所得に係る所得割額を特別徴収税額に加算して特別徴収する」の条文ですが、これを削除します。よって、第38条第1項中「若しくは第2項」を削除するものです。

本町は、公的年金等受給者に係る当該年金からの特別徴収については平成23年10月からとなりますが、地方税法の改正に準じて本町税条例を改正するものです。以下、第47条の5までの条文の改正についても同様でございます。

第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の規定ですが、先ほど申し上げましたとおり、第2項を削除し、同条第3項中「第1項の特別徴収対象年金所得者」とあるのを「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第2項とするものです。本改正も、地方税法の改正に準じて本町税条例を改正するものです。

中ほどになりますが、第47条の3は特別徴収義務者の規定でございますが、第47条の2第2項の規定が削除されたことによる当該条文の削除でございます。

2 ページから3 ページの上から3 行目までの第47条の5は、年金所得に係る仮特別徴収税額等の規定でございますが、第47条の2第2項の規定が削除されたことにより、第1項中の当該条文を削除するものです。

第47条の5第2項中「及び同条第2項」を削除し、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」に、「前条第1項」とあるのは「第47条の5第

1 項」」に改めるものです。

3 ページ上から 4 行目の第54条は、固定資産税の納税義務者等の規定で、第54条第 6 項については、土地改良法引用に関する条文の改正整備です。第54条第 7 項については、家屋に係る附帯設備について、それぞれ土地改良法及び地方税法施行規則の改正による条項の整備でございます。

3 ページ上から 7 行目です。

第56条は、医療関係者の養成所について非課税とするものですが、非営利の一般社団法人、一般財団法人、社会医療法人を追加するものです。医療法による公的機関の開設者、政令で規定する医療法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、国家公務員共済連合会等が看護師、準看護師、理学療法士、作業療法士等の養成所を設置した場合に係る固定資産税について非課税とする条文の改正でございます。

3 ページ中ほどです。

第58条は、農業協同組合、健康保険組合等が所有し、かつ経営する病院、診療所等の固定資産税を非課税とする規定でございますが、第58条の 2 として、社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務のための固定資産税について非課税とする条文の追加でございます。

4 ページをお願いします。上から 4 行目でございます。

第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の規定でございますが、前条第58条の 2 により追加された項目を追加整備するものです。

第93条は、たばこ税における卸売販売業者等の売り渡しまたは消費者とみなす場合の規定でございますが、第 2 項中の民法についての公布年及び法令番号を補足記入するための整備でございます。

次に、4 ページの 8 行目より附則の改正部分になりますが、以降については本則規定の特例を定めたものでございます。

附則第 7 条の 3 は、税源移譲に伴う「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」ですが、この見出しを削る改正及びこの見出しを付する改正は平成21年 4 月 1 日以降の適用となっておりますが、第 3 項の規定を平成22年 4 月 1 日とするために本改正をするものです。

第 1 項は条文の追加整備で、第 3 項につきましては住宅ローン特別税額控除の申告手続についての条文ですが、個人住民税の住宅ローン特別税額控除を受けるためには、毎年 3 月 15 日までに申告書を町長に提出することになっておりますが、3 月 15 日を経過後でも、「町長

がやむを得ない理由があると認めた場合にも適用する」との条文ですが、町民税の納税通知書が送達された後に町民税の住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、「町長においてやむを得ない理由があると認めるとき」の条文を削除するものです。

4 ページ中ほどから 5 ページ12行目までです。

附則第 7 条の 3 の 2 は、税源移譲とは別に恒久的に行う住宅ローン特別控除の創設で、住宅へ入居した年が平成21年から平成25年まで、または平成11年から平成18年までで、所得税額が住宅ローン特別控除額が引き切れない者が対象となり、平成22年度の住民税から適用とするものでございます。

住民税の控除額は住宅ローン特別控除額から所得税額を引いた残りですが、上限は、9万7,500円または住民税所得割税額のいずれか少ない額となります。

第 2 項につきましては、控除のための申告は不要で、申告書または給与支払い報告書に住宅ローン額が記載されていれば受けられる規定で、第 3 項につきましては、従来の税額控除、外国税額控除配当割額または株式等譲渡所得割額控除、調整控除、寄附金税額控除に加えて、住宅ローン特別控除が受けられることとするものです。

5 ページ下から13行目。

附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定ですが、第 2 項中の条文について、さきにご説明いたしました附則第 7 条の 3 の 2 の住宅ローン特別控除額を加えたことによる条文の整備でございます。

5 ページ下から10行目です。

附則第10条については読みかえ規定ですが、関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究交流施設等に係る地方税の特例について、特例の期間が到達したことによる条文の削除でございます。

附則第10条の 2 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、第 3 項につきましては、高齢者向け優良賃貸住宅の建設に関する条項の整備でございます。第 6 項につきましては、高齢者等居住改修住宅等に係る規定の適用を受けるための提出書類の条項整備でございます。第 7 項につきましては、熱損失防止改修住宅等に係る規定の適用を受けるための条項の整備を行うものでございます。

5 ページ下から 1 行目。

附則第10条の 3 は、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定でございますが、この条文を削除するものです。

次に、6 ページをお願いいたします。

附則第11条は、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義の規定でございますが、見出しにつきまして、各年度を21年度から23年度まで3年間延長し、改めるものでございます。

6 ページ上から3行目です。

附則第11条の2は、平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例の規定でございますが、現行制度の土地に係る固定資産税の負担調整措置について3年間継続するものでございます。同条第2項についても同様でございます。

次に、6 ページ上から10行目です。

附則第11条の3は、平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例の規定でございますが、特例の廃止に伴う削除でございます。

附則第12条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例の規定でございますが、見出し及び条文につきまして、現行制度の宅地等に係る固定資産税の負担調整措置について3年間継続するものでございます。

附則第12条の2は既に削除されておまして、条文の抹消でございます。

附則第13条は、農地に対して課する固定資産税の特例の規定ですが、見出し及び条文につきまして、現行制度の農地に係る固定資産税の負担調整措置について3年間継続するものでございます。

附則第13条の3は既に削除されておまして、条文の抹消でございます。

附則第15条の2は、特別土地保有税の課税の特例の規定でございますが、第1項及び第2項につきまして、適用期間が3年間延長されたことによります条文の整備でございます。本町においては、附則第14条の2によりまして、平成15年度以降の年度分の特別土地保有税は課さないこととなっております。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例の規定でございますが、さきにご説明いたしました、創設された住宅ローン特別控除を加えたことによる条文の整備、配当所得を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加えることの条文の整備でございます。

6 ページ下から3行目から7 ページ上から4行目までです。

附則第16条の4は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例の規定でございますが、さきにご説明いたしました、創設された住宅ローン特別控除を加えたことに

よる条文の整備、及び事業所得等を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加えることの条文の整備でございます。

7 ページ上から 5 行目。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定でございますが、平成21年1月1日から平成22年12月31日までに取得した土地を5年以上所有して譲渡した場合に1,000万円が控除できる条文の整備、住宅ローン特別控除を加えたことによる条文の整備、及び長期譲渡所得を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加えることの条文の整備でございます。

7 ページ中ほどになります。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定でございますが、特例期間を5年間延長する条文の整備、及び平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例の追加による条文の整備でございます。

同じく、7 ページ中ほどになります。

附則第18条は、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定ですが、さきにご説明いたしました住宅ローン特別控除を加えたことによる条文の整備、及び短期譲渡所得を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加えることの条文の整備でございます。

7 ページ下から 8 行目。

附則第19条は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例の規定ですが、第2項について、住宅ローン特別控除を加えたことによる条文の整備、株式等に係る譲渡所得等を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加えることの条文の整備でございます。

7 ページ下の段から次の8 ページ上から 4 行目までです。

附則第19条の2は、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定ですが、見出しの「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、条文中に「特定保有株式」を加えることの条文の整備でございます。

8 ページ上から 5 行目です。

附則第20条は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定で、第2項、第6項について、租税特別措置法の法番号の改正により町条例を改正するものです。

8 ページ上から 7 行目です。

附則第20条の2は、先物取引に係る雑所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定で、第1項については、譲渡所得を加えて他の所得と区分するための条文の整備、第2項について、住宅ローン特別控除を加えたことによる条文の整備、及び先物取引に係る雑所得等を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加えることの条文の整備でございます。

8ページ中ほどになります。

附則第20条の4は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定で、第2項について、住宅ローン特別控除を加えたことによる条文の整備、及び条約適用利子等を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加えることの条文の整備、第5項について、住宅ローン特別控除を加えたことによる条文の整備、条約適用配当等を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加えることの条文の整備でございます。

以上の改正についての施行日は、基本的に平成21年4月1日となります。

8ページ下から1行目です。

第2条、大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次のように改正する。

9ページをお願いいたします。上から1行目です。

附則第10条の2につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、第2項として、法附則第15条の7第1項または第2項の住宅、いわゆる新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の特例についての適用を受けようとする者がすべき申告についての項目を追加することによる条項及び条文の整備でございます。

9ページ中ほどになります。

大多喜町税条例の一部を改正する条例の一部改正、第3条、大多喜町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第1条につきましては、大多喜町税条例の本則及び附則の改廃等に伴う条項の整備でございます。

9ページ下から5行目より10ページ下から12行目までです。

附則第2条につきましては、上場株式会等の配当等を有する場合の課税特例期間を平成23年12月31日までとし、また、課税される配当所得について、100万円以下の部分の税率が1.8%であったものを100万円の制限をなくし、また、上場株式等に係る課税譲渡所得等を有する場合の課税特例期間を平成23年12月31日までとし、また、課税される課税譲渡所得等について、500万円以下の部分の税率が1.8%であったものを500万円の制限をなくし、また、

条約適用配当等の額に適用する税率について、特例期間を平成23年12月31日までとする条文の改正及び条項の整備でございます。

次に、10ページ下から11行目の附則として施行期日ですが、第1条として、「この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。」ものです。

第1号は、第2条の規定及び附則第3条第3項による新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定で、平成21年6月4日。10ページ下から5行目から11ページにかけてですが、第2号は、さきにご説明いたしました附則第7条の3から附則第20条の4までの附則の改正についてで、平成22年1月1日。12ページをお願いします。第3号は、附則第7条の3第3項、第17条第1項、第17条の2第3項、第17条の3にあっては平成22年4月1日。第4号は、附則第20条の2第1項にあっては平成23年1月1日。第5号は、大多喜町税条例第54条第6項にあっては農地法の改正施行の日。

12ページ上から9行目です。

第2条は、個人の町民税に関する経過措置で、改正後の町民税の住宅借入金等特別税額控除に関する適用を平成22年度課税からとする経過措置です。

第3条は、固定資産税に関する経過措置で、第2項につきましては高齢者向け中高層貸家賃貸住宅について、第3項については認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額に関する経過措置で、平成21年6月4日以降の新築住宅からの適用となります。

以上で提案理由及び改正内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 長時間にわたり提案ご苦労さまでした。

かなり細かい改正があつたりするんですけども、なかなか集中力が続きませんで、まとめていただきたいなと思うんですが、今回の税制の変更で住民への影響はどういうものが考えられるか伺います。

基本的には負担軽減の方向だとは思いますが、税負担のふえる階層があるのか。それから、負担軽減があると思いますが、まとめるとどういう階層でどのくらいの額になるのか。

それから2点目は、税が上がってこない、軽減されるということは町財政への影響もあると思います。町財政への影響はどの程度あるのかお伺いいたします。

税金の軽減というと大体申告が多いのですが、申告となると知らなければできないわけで、幾ら軽減されても知らなければ絵にかいたもちです。こういうふうに申告しなければ税が軽減されないというものはあるのでしょうか。もしあるとすればどういうものがあるのか。それと、住民へのこういう制度があるよ、こうなりましたよという周知徹底が非常に重要だと思うのですが、どのように考えているのか伺います。

以上3点です。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） ただいまの野中議員さんのご質問でございますけれども、まず1点目、住民への影響ということでございますけれども、今回の改正につきましては、納税する町民にあまねく該当する税改正ではございません。主なものは、住宅を建てて住み始めた者、株式等への投資をした者、公共への寄附をした者などに対する税額の控除、また、税率の引き下げ等の特例期間の延長でございます。固定資産税の負担調整につきましては、現制度の延長であり、税負担が大きく変わるものではございませんので、今回の改正による住民への影響は少ないものと考えております。

次に、2点目の町財政へ及ぼす影響ということでございますけれども、住宅ローン減税が約70件で130万円、株の譲渡、配当等の特例で約50件で50万円、ふるさと納税等の寄附金控除が30件で約30万円、主な減税措置を合計しますと約210万円ほどになりますが、住宅ローン減税につきましては国の補てんがございます。

次に、3点目の申告による効果があるものということでございますけれども、今回の改正で住民が申告することにより効果が発生するものを申し上げますけれども、認定長期優良住宅の建設、高齢者向け優良賃貸住宅の建設、既に減額措置はございますけれども、高齢者等居住対象住宅、熱損失防止改修住宅の建設に係る固定資産税の減額のための申告が考えられます。

もう一点、周知というご質問だったと思いますけれども、高齢者等居住改修住宅、熱損失防止改修住宅の建設につきましては、既に町ホームページ、町広報紙にて周知しております。従来の住宅建設、あわせまして創設された認定長期優良住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の建設につきましても、町ホームページ、町広報紙にて周知をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本件に反対者の発言を許します。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 今回の質疑の中で、今回の税制改正による住民への影響は少ないと、税率が変わったわけでもないし、そういうような答弁がありました。

ところが、特に金融商品などによる税金課税については、余りにも今まで金持ち、資産家優遇だということで、ことし09年1月から、500万以上の譲渡ですか、それから100万以下の配当には、その条件を超えたものには20%課税、それ以下は10%課税ということになったのに、今回のこの税制でもうすぐにくつがえして、金融税制についてはもとどおり20%から10%課税をしてしまうと。国会ではありませんけれども、未曾有の経済危機に対しての税制改正だということですが、現実の問題としては大企業、大資産家優遇の税制の優遇を拡大していく、こういう税制改正については認めることができません。

評価する点も多少はあります。例えば税源移譲で住宅ローン控除が減らされたものの復活とか、福祉関係の施設に対しての非課税化とか、そういう評価できる点もありますけれども、根本的にはこの100年に一度の経済危機に対しての国民、住民への税制援助とは思えません。

よって、私はこの税条例改正に反対いたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

4番、小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） それでは、私は賛成の立場から意見を言わせていただきます。

今回の税制改正は国の法律によるものでありまして、町は、当然それに合わせて条例を改正していかなければ機能しないものと考えます。まして、先ほど課長が言われましたけれども、町民に対する負担はほとんどないということでもありますので、そういう意味からも本議案につきましては賛成するものであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第1号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）。

平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,530万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

16ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、今回の補正は、臨時議会でもございますので、国の緊急雇用創出事業に対する経費と御宿町・大多喜町日墨交流400周年記念式典等に関する補正の、この2点のみでございます。

その中で緊急雇用創出事業につきましては、ご存じのように、現下の雇用情勢にかんがみまして、国からの交付金を県が基金造成いたしまして、離職を余儀なくされた労働者に対し

この基金を活用することにより就業機会を創出し、生活の安定を図ることをねらいとしております。

まず、2の歳入でございますが、款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、補正額473万9,000円でございますが、これは、緊急雇用創出事業に充当する臨時特別交付金事業補助金でございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額56万1,000円、前年度からの繰越金であります。今回の補正に要する一般財源分の計上でございます。

下の17ページになります。

3、歳出でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、補正額185万1,000円でございます。節7で賃金110万8,000円、節11で需用費11万5,000円、節12役務費の保険料6万7,000円、これは緊急雇用創出事業、メキシコ通りの遊歩道のり面伐採に係る経費でございます。

節の12手数料129万円の減額でございますが、これは、メキシコ通りの遊歩道のり面の伐採経費が国の緊急雇用創出事業の対象になりましたので、先ほど申し上げましたけれども、賃金のほうに組み替えることによる減でございます。

節19負担金補助及び交付金185万1,000円でございますが、これはサン・フランシスコ号の漂着40周年記念事業御宿町・大多喜町日墨交流40周年の記念に関するレセプション等に係る経費で、実行委員会のほうに補助金を交付するものでございます。

款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、補正額219万9,000円でございます。これは固定資産税の台帳画面データ化を図るもので、検索ソフトウェアを介してパソコン上で検索、表示、出力が可能なシステムを構築するものでございまして、これも全額、国の緊急雇用創出事業の対象とするものでございます。

款6商工費、項1商工費、目3観光費、補正額125万円、これも国の緊急雇用創出事業の対象でございますが、二の丸公園の雑木の伐採等の整備や各イベントの開催・企画・実施に係る経費を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 緊急雇用創出事業というのは、町内だけではなくて、職を失った方た

ちの雇用を何とか確保しようという点では、事業を外に外注するのも、町外の方、あるいは町内の方も応募するかもしれませんが、雇用対策になると思うのですが、町内にも今仕事がなく困っている人がたくさんいるように思えます。私のところにも、使ってくれないか、あるいは職を探してくれないか、そういう声が私のところですら来るわけですから、全体からすれば少なくない方が職を求めているんじゃないかな。

町の仕事というのは、やっぱり町民の暮らしを何とか支えるということなので、町民の雇用が確保されるようなことにもこの事業はやっていかなければならないと思うのですが、そういう点で、今回の緊急雇用はどういうふうな配慮がなされているのか伺いたいと思います。

それから2点目、企画費の中の日墨友好交流400周年事業補助金ですが、レセプション等の費用、実行委員会への補助金だという説明がありました。この事業全体で幾らの予算、どういう内容、そして御宿町との負担割合、そういうものがどうなっているのかお聞かせ願います。

そしてもう一点、これに関してですけれども、今メキシコは新型インフルエンザの発生で、少し下火になってはいるようではありますが、大変な思いをしていると思うんです。真の友好というのは、現実はどういうふうにかかわるかということが大切だと思うんです。過去のことを振り返ってではなくて。メキシコの今のインフルエンザ窮地に対して、大多喜町としてはどういうことをしたのか。あるいは、これからでも間に合うと思うんですが、する予定があるのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、ただいまのご質問の第1点目、今回の緊急雇用対策にどのような配慮ということでございますが、今回、実は大多喜町といたしましては4つの事業をやることで申請しまして、それが通ったものが、ただいま申しあげました総額で473万9,000円の事業費でございます。これによりまして、新たに失業者をこの事業で雇える人数というのは9人ということでございます。9名の方をハローワークで登録された者のうちから雇い上げをしまして、雇用する予定になっております。

なお、事業につきましては、観光分野が3件、それと税務課のほうで税務資料のファイリング業務委託事業が1件ということで、計4件ということになっております。

議員さんご指摘のように、かなりの不安を持っている方がいると、また職を失っている人がいるということでございますが、現状、大多喜町といたしましては、仕事があつて初めて

雇用できるという問題からしますと、現在のところ、こういう観光関係と税務のファイリングしかなかったということをごさいます、本来はもっとあるのかもわかりませんが、緊急を要した問題でございしますので、こういった事業で町としては取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、400周年に係る御宿町との負担割合ということでございすけれども、御宿町と大多喜町のやる仕事というのは基本的には別の仕事であります。ただ一点、この6月12日にメキシコ海軍省の練習船クアウテモック号ですか、これが御宿港に寄港して、御宿町と大多喜町でそれぞれレセプションを行うということでございす、そのときに若干バス代等々の費用がかかるということで、そのときにはお互いに折半しようということでございすので、その負担割合というか、その部分については非常に額が少ないものでございす。

それ以外は、大多喜町と御宿町でそれぞれ別個にやりますので、それについての予算計上がただいま申し上げました185万1,000円の額でございす。残りは、9月26日に現在予定しております大多喜お城まつりのときに、大多喜町といたしましてはサン・フランシスコ号の漂着400周年記念式典、こういったものを行いたいというふうに現在計画を立てておまして、この185万1,000円のうち90万7,000円を予算計上させていただいた次第でございす。

次に、現在、インフルエンザが世界的に流行いたしておまして、日本でも何人かもう既に出ておりますが、それに対して大多喜町として、特に大多喜町の場合はクエルナバカとの交流あるいはメキシコ全体との交流を現在進めているわけでございす、大多喜町といたしましては、本来であれば、タミフルという薬が一番いいということでメキシコは考えているようなんですが、薬を送るということはどうだろうかということで町内部で検討いたしまして、マスクはどうだろうかということで考えたんですが、どうもマスクももう品薄で、品切れで、今調達することは非常に困難であると。じゃ手袋がいいんじゃないかと、殺菌手袋ですけれども、それを送ろうかということで、今調達に向けた準備を進めている最中でございす、こういうふうになってきましたので、果たして早急にそういうものが手に入るかどうかわかりませんが、とりあえず町といたしましては何らかの支援物資を送りたいと。その方法等についてはまだ細かくは検討しておりませんが、何かを送って貢献したいというふうに考えております。

以上でございす。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） そのサン・フランシスコ号の漂着記念にかかわってですけれども、町

民はどのようにこの事業の恩恵を受けるのでしょうか。例えば、御宿町ではもう去年からこの事業を組んでいて、世界的に有名なバイオリニストの黒沼ユリ子さんという方がメキシコに住んでいらっしゃるんですけども、彼女の無料コンサートを町の公民館で実施するとか、町民レベルでの事業が組み立てられているんですね。

私は、こういう場がかかわっているながら、400周年記念のことというのは、身近なものあるいは自分を高めるもの、町の文化程度を高めるものというふうに全然受け取れないわけです。何かの記念的なものをそんなにお金をかけないで祝うということなら納得できるんですけども、それこそ町民が今暮らしていくのがいろんな面で大変になっている中で、185万なんていうのは、やっぱり町民にとっては大金なわけです。もう少し、こういう今までになく経済的なことを中心にして大変な状況に住民が置かれている中で、これは検討し直す必要があるのではないかと。お城まつりのレセプションに90何万出す、それは100万近いお金で、何をこんなところで見えを張る必要があるのか、そういう気持ちで私はいっぱいです。

それと、緊急雇用のをこっちにも使うということなんですけれども、住民にもっと密着したところの、例えばこさ刈りにしたって、子供の通学路、道路へ背の高い雑草が覆いかぶさって、自転車通学する子が真ん中を通らなきゃ通れない、そういうところの道刈りだったら住民は納得してくれると思うんですね。何もかも住民の生活のところには行かないで、何となく華やかっぽいような、あるいは観光、観光というようなことに目が行って、住民を支えるという観点がないのではないかと。もう少し、少なくとも400周年記念行事に対しては検討を加えていただく意思があるのかどうか伺いたい。

それともう一つ、9名をハローワークを通じて雇うということですけども、町が直接雇用してもいいというような条件があるのではないのでしょうか。できればそういう町の直接事業にして、直接住民に募集をかけるという事業にしてもらえないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） この400周年事業につきましては、これは大多喜町だけの問題ではございません。日本とメキシコということで、これはもう世界的な話の中で現在動いている状況でございます。したがって、大多喜町もこの400周年の一員といたしまして、国のほうの会議等にも現在出席している状況でございます。

なお、金額を185万もかけてということで、当然我々も、現下のこういう状況でございますので、極力経費のかからない方向で検討させていただいたという、これでも高いというこ

とでございますが、町といたしましては、御宿町あたりはもっと多分かけているんじゃないかと思いますが、町としては最低限のものをとりあえず予算計上させていただいたという状況でございます。

それで、あとは文化的なものということでございますが、実は昨年度、一部の方になってしまうと思いますが、南総文化ホールのほうで黒沼さんの演奏に、何人かですけれども行っていただいたという状況でございます。じゃ大多喜町でそれをやれということになりますと、多分、何千万という額がかかるんじゃないかなと。今回、御宿町でもやる予定だったんですが、たまたまインフルエンザの影響で中止を余儀なくされたということでございます。そういうことで、町としては考えないわけじゃないんですが、大金が非常にかかるということでいろいろ検討して、そういったものがなかなかできなかったという状況でございます。

それと、緊急雇用につきまして町が直接雇用ということでございますが、町といたしましてはもう、この緊急雇用で雇う人は大多喜町の町民を雇うという考えで進めております。したがって、目ぼしい人がおりましたら、とりあえず国の基準がハローワークに登録されている者ということでございますので、ハローワークのほうに登録をしていただいて雇用していきたいというように考えておりますので、よそから雇うということではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 黒沼さんのことと言えば、御宿町の関係なんですけれども、黒沼さんは大変感謝をされていて。去年行われた黒沼さんの公演、コンサートも無料で彼女はやっていらっしゃいます。そのときに、裏話だと思うんですけれども、大多喜のほうにもいかがですかと話をかけたら、うちのほうは遠慮しますみたいな形でけんもほろろに断られたと。町民レベルに立ってみれば、いろんな機会に、こういう田舎にいと本物の芸術に触れようと思うと時間もお金も大変かかるので、身近で本当にいいものに触れることができる機会があれば、町は積極的にそれを町民に紹介していく、あるいはほかの自治体とも手を組んで、安価で、できれば無料というのは大変ありがたいことなんですけれども、楽しめるような施策をとるべきだと思うんです。

ちょっと考えただけでも、今、サン・フランシスコ号の400周年記念のほとんどの行事をどうも、課長の答弁ですと、御宿町は御宿町、大多喜町は大多喜町というふうにやっていらっしゃるようなんですけれども、できるだけ多くのところと一緒にやると町の持ち分も少な

くなるし、大多喜町では考えられなかったようなアイデアにも触れることができると思うんですね。ですから、もっと視野を広くして、大多喜だけ大多喜だけではなくて、できるだけ多くのところと手を組んでやっていただきたい。去年の黒沼さんのコンサートのいきさつを聞いていると、今回も大多喜だけ大多喜だけでやるみたいに、自分だけでちんまりとやって大きな経費をかけるような、そういうような印象を私は受けてしまうんですね。

ですから、できるだけ少ない経費で華やかに立派なことができるように、それで住民が楽しめるような、そういう観点でやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 議員ご指摘のとおり、現在は御宿町と調整をしながら、連携を図りながら、当然仕事のほうは進めておるんですけれども、要は大多喜町と御宿町の内容が違いますので、大多喜は大多喜らしいところを見せるというか、やっていきたいということによってやっております。なお、同じようなことをやってもしようがありませんので、やはり別々のことをやろうということによって現在は進めております。

いずれにしても、今ご指摘のとおり、そういうようなことを今後さらに検討して、よりよいものにしていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7番、吉野僖一さん。

○7番（吉野僖一君） 関連のお城まつりのときに90万7,000円ですか、ということで今課長から説明がありましたけれども、メキシコ通りというのが、大多喜町の大高の入り口からごく一部ということで、その整備ということで大分樹木の伐採等あるようですが、ちょっと関連ということで、記念すべきそういうことで使うのであれば、大多喜駅からメキシコ通り、既存の今のあるところまでもう少し整備をされて、やはりあそこまで行かなければメキシコ通りというのはわからないわけですね。大多喜は、せっかくいすみ鉄道利用促進とかなんとかいろいろやっていますけれども、そういうことであって、できれば大多喜駅から延長して関連で、あと防犯灯ということも兼ねて、できればメキシコ通りということで防犯灯も兼ねてその辺で整備していただければ。

というのは、過去に生徒指導連絡協議会というのを年2回会合がありまして……

○議長（野村賢一君） 質疑中ですが、吉野議員、要望はまずいと思います。

○7番（吉野僖一君） 要望はまずい、質疑で。そういうことで、できましたら記念事業ということで、その辺のメキシコ通りの延長ということで、できればお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 議員さんには大変心配かけているメキシコ通りでございますけれども、多分、電気については今ついているんじゃないでしょうか。防犯灯というか、通路にはついています。ただ、駅からメキシコ通りの間は、これは多分ほとんど電気がないと思いますね。

したがいまして、メキシコ通りがなぜあそこからあそこまでだったかといういきさつは、あそこは昭和53年ですか大統領が来たときにシンボル塔をつくって、さらにあの場所をメキシコ通りということで名づけました。手前のほうまでどうかなということでございますが、今後、財政的な問題もございます。また、緊急経済対策でいろんな事業がございますので、優先順位をつけた中で、優先が上のほうであれば、そういったものも今後取り組んでいきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 今回のこの補正は、緊急雇用創出事業臨時特例事業をどういうふうにするかということだと思います。私は、9名の臨時雇用を考えているという点では賛成できるのですが、メキシコ400周年記念のあり方について、やはり今の時世に合ったやり方を、これから先、検討してもらえろという決意が非常に薄いように感じました。やるなということではありません。お金をかけなくてももっと住民が納得できる、偉い人とのレセプションに90何万も使うようなことではなくて、もっと住民が納得できるような事業にしていっていただきたいという思いを込めて、反対いたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

4番、小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） 私は、賛成の立場から意見を言わせていただきます。

今回の緊急雇用創出事業は、国も市町村の都合も考えないで急にこういう事業をつくり出すので、なかなか町のほうも対応がすぐにといいことではないかと思えます。そういう中では、今回9名ではありますけれども、雇用事業ということでやられるわけでありまして。

また、日墨友好400周年事業というのは、国・県、御宿町、大多喜町それぞれがやるわけで、大多喜町だけ質素にといいわけにもいかないし、やはりメキシコを歓迎するという意味から、御宿なみに、あるいは県もあわせた中での事業をやっていかれるんであらうと思えます。

したがって、そういう意味から本議案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第2回議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時50分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成21年7月24日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 苅 込 孝 次

署 名 議 員 君 塚 義 榮